

## 日本ユング心理学研究所 「聴講生のためのガイドライン」(2014 夏改定版)

日本ユング心理学研究所は、ユング心理学分析家資格を得るためのトレーニング・プログラムを提供するが(「トレーニング・プログラムのための規定集」を参照のこと)、そのような資格を得ることを目指す候補生とは別に、本研究所での継続的な学習を希望する学生、すなわち、聴講生の受け入れも行う。

聴講生は、本研究所の正規学生と見なされ、多くのセミナーに参加することが可能である(候補生・聴講生には、セミナーへの参加優先権が与えられる)。また、もし、本人が望み、必要な条件を満たせば、しかる後、トレーニング・プログラムへの入学が認められる。さらには、後述する本研究所が定める要件を満たすことで、「ユング心理学基礎課程修了証書」を得ることもできる。

### 聴講許可

本研究所は、臨床心理士の有資格者か精神科医師、また、上記の条件には当てはまらないが、現在、心理臨床の実践に携わっている者や大学院で臨床心理学を学んでいる者からの聴講志願を受け入れる。

聴講生として本研究所での継続的な学習を希望する者は、以下に示す手続きをとって、聴講許可を得なければならない。出願に必要な書類は下記の通り。

- ・ 志願書(本研究所所定のもの)
- ・ 出願料の支払いを証明するもの(払い込み票等)
- ・ 志願者をよく知る3名の身分照会者による推薦状(自由書式)  
身分照会者は、家族や友人・知人以外の者で、職場の上司・学校の恩師など、心理治療家としての本人をよく知る者とする

これらの書類に記載されているすべての個人情報については、本研究所が守秘義務を負う。

また、本研究所は、すべての志願者の聴講志願を受け入れるわけではなく、聴講を許可するか否かの判定は、入学に必要な書類をすべて受け取った後、審査委員会によって行われる。判定には通常、約1ヶ月を要する。判定の結果は、文書にて通知され、聴講許可が下りた場合、その志願者は、ある一定期間内に、自らが聴講開始を志願した学期から実際に研究所での学習を始めるか否か、文書にて自らの意思を示すことを求められる。

聴講許可が下りた者には、本研究所でのセミナーやグループ・スーパーヴィジョンで取り扱われる事例について守秘義務を負う旨の承諾書が送付される。聴講生は、本研究所での聴講が開始される必ず以前に、署名捺印のうえ、それを提出しなければならない。

### 登 録

毎学期、所定の登録用紙にて登録締切日までに受講登録をする必要がある。登録料、及び受講料は、各学期の開始以前に完了しておくこと。

一旦、参加登録をしたセミナー等に関しては、参加定員が設けられているので、何の通知もなく参加しないということはせず、必ず事前に事務局まで通知し、また、やむをえない事情でキャンセルする場合でも、できるだけ早い時期に連絡すること。また、セミナー等への参加状況については、個人的に記録を残しておくことを推奨する。

## 休学

休学は、2学期まで認められる。この場合、登録締切日までに、登録用紙の当該欄に記入するだけでよい。

もし、それ以上、休学が必要な場合は、登録締切日までにその旨審査委員会に文書で申請のこと。

\*申請書による休学を含め、トータルで連続4学期（2年間）の休学が認められるが、それを超える場合は、原則として、一旦退学の扱いとなる。復学を希望する場合、再志願・再審査が必要となる。

## ユング心理学基礎課程（基礎資格）修了証書

聴講生のなかで希望する者は、下記の要件を満たせば、「ユング心理学基礎課程（基礎資格）修了証書」を取得することができる。

### ①ユング派分析家との個人分析 50 時間

\*本研究所の聴講生となる以前の個人分析については、ここに定める 50 時間の一部として認められるよう、審査委員会に文書にて申請すること

\* IAAP 所属の分析家以外に受けた分析時間については、審査委員会にその旨申請すること

### ②セミナー受講ポイントを 15 ポイント

全 15 ポイントのうち、本研究所で行われるセミナーを全 6 領域\*にわたって 10 セミナー（=10 ポイント）以上受講することを条件とする。そのうえで、本研究所以外での国際分析心理学会会員によるワークショップ等への参加も、クレジットとして 5 ポイントまで認める（1 ポイントに要する時間の目安は 6 時間とする）。

\*それぞれのセミナーがどの領域に属するかについては、毎学期発行される本研究所のパンフレットを参照のこと。

### ③本研究所主催のスーパーヴィジョン・グループに 40 セッション（1セッション 2 時間）参加

### ④セミナー・ペーパー

分析心理学に関連するテーマで論文（16,000～20,000 字程度）を執筆し、提出／受理されること。

執筆に当たっては次の二通りの方法よりいずれか一方を選ぶことができる。

#### 1) 執筆指導なし

執筆者は、指導者なしで執筆し、提出する。提出されたペーパーは、審査委員会が指名する査読者の査読審査を経る。

\*「書き直し・再提出」の場合、再提出までの期限は 3 ヶ月とし、それを超えて提出の場合は、新たに査読料を支払うものとする。

2) 執筆指導あり

執筆者は、事前にタイトル、概要、および AJAJ 所属の分析家のうちより 3 名の指導者候補を挙げて審査委員会宛に申請書（所定用紙）を提出する。申請された候補者のうちから 1 名が指導者として決定、通知されるので、執筆者は指導のもとにペーパーを執筆し、提出する。この場合、査読審査はなく、提出されたペーパーは基準を満たしているものとして受理される。

\* 個人分析家、個人スーパーバイザーは指導者になることはできない。また、大学の指導教員など個人的につながりのある分析家も指導者候補からはずして申請すること。

\* 執筆指導にあたり何度か面接を希望する場合は、個々に分析家に相談のこと。原稿の返却は行わない。

⑤ 「分析心理学の基礎」に関する口頭試問に合格すること

この口頭試問については、試験期間を定めない。これ以外の要件を満たした時点で、必要事項を記入のうえ、所定の受験願書を本研究所審査委員会に提出すること。試験官 2 名と試験日程は、審査委員会によって決定され、その後、聴講生に通知される。

\* 聴講生の現在、及び過去の個人分析家は、セミナー・ペーパーの査読者／指導者、口頭試問の試験官にはなれない。

上記の要件をすべて満たしたことが審査委員会によって確認された後、本研究所より、「ユング心理学基礎課程修了証書」が授与される。

むろん、この修了証書は、それを授与された者がユング心理学分析家として臨床実践を行うというものを証明するものではないが、将来、その者が本研究所のトレーニング・プログラムへの入学を希望するならば、その際の重要な指針となりうることは確かである。

また、チューリッヒ・ユング研究所および I S A P（International School of Analytical Psychology, Zurich）との申し合わせにより、この「ユング心理学基礎課程修了証書」を取得後、所定の審査を経て、本研究所の訓練候補生となった者は、「在外セメスター（Fremdsemester）」として 2 学期間チューリッヒ・ユング研究所／I S A P に在籍し、3 学期目に中間試験を受けることが可能である（この際の必須要件は、チューリッヒ滞在中の研究訓練分析家による 80 時間の個人分析のみ）。この中間試験に合格の後、選考委員による面接等の所定の審査にパスすれば、資格候補生として本研究所の後期課程に属し、「ユング心理学分析家資格取得証明書」の取得を目指すことが可能となる。